

イギリスにおける大学制度成立過程の研究 : 国庫 補助金交付開始からUGC設立まで

著者	稲井 智子
学位授与年月日	2016-12-14
URL	http://doi.org/10.15083/00075396

博士論文（要約）

論文題目 イギリスにおける大学制度成立過程の研究
—国庫補助金交付開始から UGC 設立まで—

氏 名 稲 井 智 子

本研究は19世紀に一連の高等教育機関が設立されたことを契機として発展していく国家と大学（高等教育機関）との関係を、特に地方都市に設立されたいわゆる「市民大学（civic universities）」をめぐる動きに注目しながら検討することを目的とする。イギリス高等教育史研究においては、国家に対する大学の独立性の高さを強調するバーダールの通説が長らく支配的であった。バーダールは、1919年に大学補助金委員会（UGC）が大蔵省管轄下で設立されたことにイギリスにおける大学自治擁護の理念的源流を見出した。日本における先行研究では特にその側面が強調されており、UGCの「援助すれども統制せず」の基本的原則は、日本の私学助成の理論的根拠としても用いられてきた。これに対して、ヴァーノン は1919年UGC設立以前に国家が積極的な役割を担ってきたこと、そしてUGCの設立は、オックスブリッジの理念に代表される伝統的な価値観の勝利を示すものであったと反論した。本研究の問題関心は、教育システムの一部としての大学を、特に新興の高等教育機関である市民大学に対する補助金交付や勅許状交付の分析を通じて再検討することにある。市民大学に注目する理由としては、国庫補助金交付運動や市民カレッジの大学昇格など、「新たな高等教育機関」をめぐる動きが国家と大学の関係を形作る上で重要な役割を担ったという意味で、市民大学の動きを軸にしながらか検討することが最も効果的だといえるからである。

第一部では、国庫補助金交付開始の意義について考察した。まず第1章では、1889年以前の国庫補助金の状況と、国庫補助金開始当初の状況について確認した。1889年以前にいくつか見られる国庫補助金交付の事例は、あくまでも特例としての扱いであり、国家による財政支援からは程遠いものであった。1889年になってやっと、国家によって高等教育の重要性が認識されるようになり、国庫補助金の交付が始まったのであった。

第2章では、国庫補助金初期の補助金交付条件とその変遷を明らかにするために、国庫補助金獲得運動の中心的存在でありながら最初の補助金交付時に唯一交付対象から外されてしまったカレッジに関する政府諮問委員会の評価について検討した。この検討から明らかとなったのは、国庫補助金の性格の変化である。1889年に補助金交付が開始された当初は、補助金の主たる目的は「地方の援助を補完し促進する」ことであった。しかし、補助金増額が不可避となり大学財政における国庫補助金の割合が大きくなる中で、地方産業などからの援助自体は引き続き奨励されたものの、地方の援助を補完し促進するための国庫補助金交付という当初の理念は現実にそぐわないものとなっていった。そのような流れの中で、もう一つの条件である「大学水準の教育」が重視されるようになっていったのであった。

第3章においては、教育内容に対する評価と視察について明らかにするために、1897年諮問委員会において「大学水準の教育」に達していないという理由で補助金交付を却下された2つのカレッジの事例を中心に、当時のカレッジ視察においてどのような観点で評価がなされていたのかについて分析した。1896年と1901年の視察においては、大蔵大臣等が提示した「大学ランク」の教育の趣旨に基づいて、当時補助金交付カレッジで重視されていた技術・専門職（technical and professional）に関する科目は補助金交付のための評価の対

象外とされた。視察者自身は、各カレッジにおける技術・専門職教育の発展を好意的に見ていたことが示されているが、大蔵省の枠組みにおいては「大学教育に対する助成」の対象外とされた。この段階における「大学ランク」の教育とは、教養教育 (liberal education) であり、それはアーツ・サイエンス教育と同義であるとされた。しかしながらこうした「大学水準の教育」の定義は、後になって変容していくことになる (第 7 章)。

第 4 章では、補助金諮問委員会におけるカレッジのガバナンスと法人化に関する勧告が意味するものについて分析した。大学補助金開始当初は、独立した運営組織は求められていたものの地方自治体との強いつながりは問題視されなかったが、1901 年頃になると地方自治体との強いつながりそのものが問題視されるようになった。補助金諮問委員会の勧告内容の変化は、基礎教育・中等教育と同じく、そして他の行政分野と同じく、中央政府による地方自治体からの高等教育の「買取り」が起こったということの意味している。同時にそれは、国家的な関心事としての高等教育に関する議論へとつながっていく (第 5 章)。また、カレッジへの法人格取得の勧告は、大学内部におけるガバナンスの標準化とほぼ同義であった。

第二部 (第 5・6 章) においては、1900 年代における市民大学の設立について分析した。第 5 章では、市民大学設立の設立過程を「大学 (university)」についての概念の変容という観点から分析し、市民大学設立の意義について考察した。市民大学設立過程においては、大学とは連合制 (federation) の形を採るものであり、その役割は専ら試験や学位授与に責任を持つものである、というそれまでの「大学」の概念を変えるかどうかについて議論がなされた。諸外国の大学の形態や、科学教育の発展に伴って大学に求められる役割が変容し、教育と試験/学位授与の両方を単一の機関が行うという、オックスブリッジの単なる模倣ではない、イングランドにおいては新たな形の「単一 (unitary/single)」大学が設立されるに至った。それは、公の性格を持つ高等教育が拡大したという点、そして多様な学位が提供されるようになったために、異なるが等価な大学教育に対する質保証整備の必要性が生まれ大学制度構築の契機となった点において、高等教育史上、極めて重要な意義を持つものだったことが指摘できる。

第 6 章においては、市民大学設立のための勅許状交付過程における「水準」に関する議論が意味するものについて考察した。市民大学の設立によって、大学の、特に試験も含む教育の面での水準の維持が必要だとされた。具体的には、入学試験や学位の「水準」を維持する合同委員会という形で大学間の質保証を行おうとしていたこと、そして、中等教育との接続も視野に入れた議論がなされたことが明らかとなった。

第三部では、再び国庫補助金に関する委員会について分析し、「制度」としての大学が作られていく過程を示した。第 7 章では、第 5 章と第 6 章で考察を加えた「大学」理念 (機能面と教育内容面) の変容を踏まえ、補助金諮問委員会の「大学水準の教育」の定義がいかに変容していったのかについて検討した。第 3 章でも指摘したように、補助金初期は、大学水準の教育とはアーツ・サイエンス教育であった。しかし、1900 年代に、委員会による「大

学水準の教育」に定義に変化がみられるようになった。そこで指摘されたことは、①学位の拡大に伴う大学教育の範囲の拡大、②そもそも純粋科学と応用科学の境界があいまい、③すべての学位の目的には共通性がある、という 3 点であった。市民大学設立に伴う学位の多様化は、諮問委員会に大学教育の理念について再考させる契機となったといえる。また、大学教育の理念に変化がもたらされたことで、国庫補助金そのものにも変化が必要だという議論につながっていった。

第 8 章においては、1919 年の UGC 設立の意義について考察した。UGC の設立は、1889 年の国庫補助金交付開始に始まる国家と大学の関係の結実を象徴するものであった。そこには、主に以下の四つの意義が指摘できる。まずは、「大学水準の教育」という概念を、国庫補助金分野においても名実ともに広げたという点である。第二に、補助金の増加と補助金委員会としての存在感の増大である。三つ目の意義は、UGC がオックスブリッジも含む、イギリス全土にまたがる組織として UGC が設立されたことである。第四は、UGC が設立される過程において、教育階梯の構築が進んだという点である。イギリスにおける国家と大学の関係は、近代的大学の設立・発展とともに国家のイシューとなり、UGC 設立を以て一つの到達点に達した。UGC の設立過程は、単なる国庫補助金だけの問題ではなく、一連の市民大学設立の動きとも関連しながら、高等教育がシステムとして構築される過程でもあったといえる。

市民大学による国庫補助金獲得運動が始まってから UGC 設立に至るまでの 30 年間の国家と大学の関係は以下のようにまとめられる。国家は、補助金交付や勅許状交付の方針の提示、大学設置認可、学則制定（及び改定）、質保証システム（主にピア・レビュー）の構築、委員会や審議会組織の管理等を行ってきた。一方で、国家は、大学の教育内容やガバナンスに対して、直接的に介入するということを行わなかった。質保証においては専門性が尊重され、ピア・レビューが中心で、視察者にも専門家が任命されている。国家は補助金交付の方針を提示し、視察の方向性に関与することはあったが、常にワンクッション置いていた。その意味で、UGC は確かに緩衝装置であった。しかし、バーダールが高く評価するように、大学の自治を尊重する「善意のエージェンシー」としての緩衝装置ではなく、文字通り国家と大学の間にある機関としての緩衝装置である。

ヴァーノンは国家が大学に関与した際に、オックスブリッジの影響力が強かったことを指摘した。しかし、本研究の分析結果からは、大学の制度化のプロセスにおいて市民大学が重要な役割を担っていたことが明らかとなる。国家は、国庫補助金や勅許状を媒介としながら、イギリスの高等教育を制度化していった。イギリス全土の大学を対象とする機関として設立されたという意味では、UGC 設立それ自体に大きな意味がある。しかしそれ以上に、その設立プロセスこそが、イギリス高等教育制度成立にとっては重要なものであった。